



# 島根県報

令和3年4月27日（火）

第 203 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部を改正する規則 (用 地 対 策 課) 2

### 【告 示】

介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業及び介護サービス事業所等 (高 齢 者 福 祉 課) 2

との連携支援事業の支払に関連した事務等の委託の解除

障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業及び障害福祉サービス等事業 (障 が い 福 祉 課) 3

所との連携支援事業の支払に関連した事務等の委託の解除

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 3

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中 小 企 業 課) 4

### 【公 告】

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処分等の措置の代執行に係る公告 (廃 棄 物 対 策 課) 5

開発行為に関する工事の完了（2件） (都 市 計 画 課) 6

都市計画変更の図書の縦覧 (下 水 道 推 進 課) 6

### 【特定調達公告】

水産練習船「神海丸」令和3年度第2A種中間検査工事及び一般修繕工事に係る (学 校 企 画 課) 7

随意契約の相手方等

### 【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定 7

個人演説会を開催することができる施設の変更 8

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し 8

### 【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定

める規則の一部を改正する規則 9

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部を改正する規則（規則第69号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第6号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月27日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第69号

島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部を改正する規則

島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則（昭和39年島根県規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までの様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

## 告 示

### 島根県告示第325号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月27日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

#### 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

次に掲げる事務であって、県が介護サービス事業所・施設等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除くもの

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱に基づく介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業及び介護サービス事業所等との連携支援事業の支払に関連した事務

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱に基づく介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業及び介護サービス再開に向けた支援事業の申請受付及び支払に関連した事務

## 3 委託の解除年月日

令和3年3月31日

**島根県告示第326号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月27日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

## 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

次に掲げる事務であって、県が障害福祉サービス施設・事業所等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除くもの

(1) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱に基づく障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業及び障害福祉サービス等事業所との連携支援事業の支払に関連した事務

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱に基づく障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業、障害福祉サービス再開に向けた支援事業及び障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業の申請受付及び支払に関連した事務

## 3 委託の解除年月日

令和3年3月31日

**島根県告示第327号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年4月27日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第328号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月27日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

（仮称）ダイレックス益田店 島根県益田市乙吉町12番2外

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

**(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

**(4) 大規模小売店舗の新設をする日**

令和3年12月16日

**(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計**

1,296平方メートル

**(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項****ア 駐車場の位置及び収容台数**

73台（建物東側及び南側）

**イ 駐輪場の位置及び収容台数**

12台（建物南側）

**ウ 荷さばき施設の位置及び面積**

60平方メートル（建物南側）

**エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量**

6.74立方メートル（建物内南側）

**(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項****ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

午前9時から午後10時まで

**イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯**

午前8時30分から午後10時30分まで

**ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置**

2か所（建物敷地南側）

**エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯**

24時間

**2 届出年月日**

令和3年4月15日

**3 届出及び添付書類の縦覧場所**

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないので、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第13条第1項後段及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第1項後段の規定により次のとおり公告する。

令和3年4月27日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 講ずべき措置の内容

仁多郡奥出雲町横田1357番7において残置された次の廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

## (1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

高濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の型式等				
	型式	製造者	台数	重量	電気用品型式認可番号
安定器	G P 4021	松下電工株式会社	3台	3.42kg	61—1139
	F A—1			3.28kg	
				3.49kg	

## (2) ポリ塩化ビフェニル含有の疑いがある廃棄物

ポリ塩化ビフェニル含有の 疑いがある廃棄物の種類	ポリ塩化ビフェニル含有の疑いがある廃棄物の型式等				
	型式	商標	台数	重量	電気用品型式認可番号
安定器	G Z 402 ●	ナショナル	1台	3.08kg	61—2954

注 ●は文字が読み取れなかったもの。

## 2 措置の期限

令和3年5月27日（本公告の日から1か月後まで）

## 3 知事による措置

保管事業者及び処分者等が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者及び処分者等から当該措置に要した費用を徴収することがある。

## 4 問合せ先

島根県環境生活部廃棄物対策課

電話 0852-22-5261

## 5 その他

1に示した高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル含有の疑いがある廃棄物は、残置された場所と異なる場所に保管されている。疑義等については、4に問い合わせること。

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月27日

島根県知事 丸山達也

## 1 開発区域

安来市田頼町字本郷284番1、284番3、285番1

面積 2,996.55平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県岡山市北区磨屋町10番12号

株式会社ローソン 営業本部 中四国エリアサポート部 部長 牧野 直樹

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月27日

島根県知事 丸山達也

## 1 開発区域

安来市宇賀荘町字中垣49番の一部、50番、51番、51番1の一部

面積 278.59平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市宇賀荘町2番地5

立賀 伸二

立賀 春佳

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

島根県知事 丸山達也

## 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道

## 2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年4月27日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 件名及び数量  
水産練習船「神海丸」令和3年度第2 A種中間検査工事及び一般修繕工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年3月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ヤマニシ 管財人 松嶋 英機 宮城県石巻市西浜町1番地2
- 5 随意契約に係る契約金額  
48,386,030円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第19号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨、浜田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年4月27日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
浜田まちづくりセンター	浜田市殿町6番地1	令和3年4月1日
石見まちづくりセンター	浜田市黒川町131番地2	令和3年4月1日
石見まちづくりセンター細谷分館	浜田市三階町2130番地1	令和3年4月1日
石見まちづくりセンター長見分館	浜田市長見町956番地2	令和3年4月1日
石見まちづくりセンター後野分館	浜田市後野町779番地2	令和3年4月1日
石見まちづくりセンター佐野分館	浜田市佐野町イ337番地1	令和3年4月1日
石見まちづくりセンター宇津井分館	浜田市宇津井町529番地	令和3年4月1日
長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町1441番地18	令和3年4月1日
周布まちづくりセンター	浜田市周布町イ374番地	令和3年4月1日
大麻まちづくりセンター	浜田市西村町1038番地8	令和3年4月1日

美川まちづくりセンター	浜田市内村町592番地1	令和3年4月1日
美川まちづくりセンター東分館	浜田市鍋石町530番地3	令和3年4月1日
美川まちづくりセンター西分館	浜田市田橋町494番地2	令和3年4月1日
国府まちづくりセンター	浜田市国分町1981番地136	令和3年4月1日
国府まちづくりセンター宇野分館	浜田市宇野町281番地3	令和3年4月1日
国府まちづくりセンター有福分館	浜田市下有福町20番地1	令和3年4月1日
くぎ会館（久佐まちづくりセンター）	浜田市金城町久佐イ575番地7	令和3年4月1日
ふれあい会館（今福まちづくりセンター）	浜田市金城町今福105番地2	令和3年4月1日
みまた会館（美又まちづくりセンター）	浜田市金城町追原176番地	令和3年4月1日
みどりかいかん（雲城まちづくりセンター）	浜田市金城町下来原171番地	令和3年4月1日
ときわ会館（波佐まちづくりセンター）	浜田市金城町波佐イ441番地1	令和3年4月1日
おぐに会館（小国まちづくりセンター）	浜田市金城町小国イ160番地1	令和3年4月1日
浜田市旭保健センター（今市まちづくりセンター）	浜田市旭町今市641番地1	令和3年4月1日
和田まちづくりセンター	浜田市旭町和田1284番地	令和3年4月1日
杵束まちづくりセンター	浜田市弥栄町木都賀イ526番地4	令和3年4月1日
岡見まちづくりセンター	浜田市三隅町岡見516番地	令和3年4月1日
三保まちづくりセンター	浜田市三隅町湊浦120番地	令和3年4月1日
白砂まちづくりセンター	浜田市三隅町折居883番地	令和3年4月1日
三隅まちづくりセンター	浜田市三隅町向野田581番地	令和3年4月1日
黒沢まちづくりセンター	浜田市三隅町下古和1518番地	令和3年4月1日
井野まちづくりセンター	浜田市三隅町井野へ1816番地2	令和3年4月1日

## 島根県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、浜田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年4月27日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏 之

施設の名称	変更事項	変 更 内 容	
		変更前	変更後
都川高齢者活動促進センター	施設の名称	旭町高齢者活動促進センター	都川高齢者活動促進センター

## 島根県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、浜田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年4月27日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏 之

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
重富生活改善センター	浜田市旭町重富235番地1	令和3年3月31日
弥栄町老人福祉センター	浜田市弥栄町木都賀イ526番地3	令和3年3月31日

**人 事 委 員 会 規 則**

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月27日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

**島根県人事委員会規則第10号**

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第80教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 管理監」に改め、同表病院の項中「看護部長 看護師長」を「看護部長 副看護部長 看護師長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。